

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部改正（第一条関係）

管理監督職に係る異動期間を延長された職員を派遣職員の対象から除外する等、所要の規定の整備を行うこと。（第一条関係）

第二 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令の一部改正（第二条関係）

管理監督職に係る異動期間を延長された職員を交流派遣職員の対象から除外する等、所要の規定の整備を行うこと。（第一条関係）

第三 防衛省の職員の自己啓発等休業に関する政令の一部改正（第三条関係）

管理監督職に係る異動期間を延長された職員を自己啓発等休業をすることができる職員の対象から除外する等、所要の規定の整備を行うこと。（第一条関係）

第四 防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令の一部改正（第四条関係）

管理監督職に係る異動期間を延長された職員を配偶者同行休業をすることができる職員の対象から除外する等、所要の規定の整備を行うこと。（第二条関係）

第五 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令の一部
改正（第五条関係）

管理監督職に係る異動期間を延長された職員を派遣職員の対象から除外する等、所要の規定の整備を行うこと。（第六条関係）

第六 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令の一部改正（第六条関係）

管理監督職に係る異動期間を延長された職員を派遣防衛省職員の対象から除外する等、所要の規定の整備を行うこと。（第七条関係）

第七 施行期日（附則関係）

この政令は、令和五年四月一日から施行すること。